

第10回研究会における検討事項

第1 現物出資構成による株式報酬の会計処理

事前交付型の株式報酬（いわゆるリストラクテッド・ストック）及び事後交付型の株式報酬（いわゆるリストラクテッド・ストック・ユニット）を現物出資構成によって行う場合の会計処理に関して、会社法との関係でどのような点が論点となり、それぞれどのように考えられるか。

第2 株式の無償交付の従業員等への拡大（続き）

令和元年改正会社法により、上場会社の取締役に対しては、役員報酬としての株式の無償交付（金銭の払い込みを要しないこと）が認めながらも（会社法第202条の2）、取締役でない従業員、子会社の役職員については、取締役と同様の規律を設けることとはされなかったが、この点については、上場会社の従業員、子会社の役職員に対しても、株式の無償交付を認めるべきであるとの指摘がある。

このような指摘について、どのように考えるか。無償交付の従業員等への拡大を検討するにあたり、既存株主や債権者の利益の保護、有利発行規制との関係、無償交付の対象者の範囲、対象となる株式会社の範囲等についてどのように考えるか。

第3 役員報酬の決定方法の再検討

役員報酬の決定方法に関しては、将来的には、指名委員会等設置会社以外の会社についても、一定の場合には、事前に株主総会の承認を得る（事前規制）代わりに、事後に取締役が株主に報酬制度の運用状況を説明して信任を問う（事後規制）方法を認めることも検討に値する旨の指摘がある。

このような指摘について、どのように考えるか。報酬規制を事前規制から事後規制へ転換するということは考えられるか。そうでないとしても、報酬規制について、検討すべき事項はないか。